

市内建設工事登録業者 様

和泉市役所 契約検査室

水道事業の本管工事・給水管工事における発注方式の見直しについて

令和3年4月に発注方式を改正『元請業者の登録技術者から「給水装置主任技術者」を配置すること』について、再検討のうえ「下請け業者からの配置も可能」としたため、令和3年9月15日以降に発注する案件については、下記のとおり取扱います。

ご理解いただきますようお願いいたします。

問題点

- ・ 給水管接続の施工は、市の指定を受けた給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）でないと施工できない（和泉市水道事業給水条例第6条）。
- ・ 給水管接続の施工は、指定業者の給水装置主任技術者の管理下で行われなければならない（和泉市指定給水装置工事事業者規程第12条第1号）。



元請が指定業者でない場合、自社では給水管接続の部分は施工できず、元請が給水装置主任技術者を配置しても無意味であることから、下記のうち②の条件を変更する。

改正前の発注方式（一部抜粋）

本管工事
主口径が内径300mm以上は土木工事とし、
給水管接続を含む配水管布設工事は、以下の①又は②から選定

① 土木一式 + 管

② 土木一式 + 水道施設工事の総合評定値(P点) + 給水装置主任技術者を配置可



改正後の発注方式（一部抜粋）

本管工事
主口径が内径300mm以上は土木工事とし、
配水管布設工事は、以下の①又は②から選定

① 土木一式 + 管

② 土木一式 + 水道施設工事の総合評定値(P点)

※②の技術者要件を削除

改正後の発注方式（全文）

本管工事

1. 主口径が内径300mm未満の工事は、管工事とする。
2. 主口径が内径300mm以上の工事で、
 - (1) 配水管布設工事は、以下の①又は②の業者から選定します。
 - ①「土木一式」と「管」の両方で等級格付けされている業者
 - ②「土木一式」で等級格付けされている業者で、「水道施設工事」の総合評定値（P点）の通知を受けている業者
 - (2) 送水管布設工事は、以下の①又は②の業者から選定します。
 - ①「土木一式」と「管」の両方で等級格付けされている業者
 - ②「土木一式」で等級格付けされている業者で、「水道施設工事」の総合評定値（P点）の通知を受けている業者
3. 橋梁添架工事は、管工事とする。

給水管工事

- ・全て、管工事とする。

適用日

令和3年9月15日以降に発注する案件から適用する。